



パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

～ 多様なパートナーシップを認め合い、
誰もが暮らしやすい共生のまちを目指して～

■ 目 次

はじめに	…	1
1 静岡市パートナーシップ宣誓制度とは	…	2
2 宣誓について	…	3
3 宣誓した後について	…	8
4 よくある質問	…	9
5 静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱	…	13

はじめに

静岡市では、現在の婚姻制度を利用できない、利用しない性的少数者のカップルや事実婚のカップルなどの生活上の困難や生きづらさの解消を図り、性のあり方に関わらず、市民一人ひとりの人権と多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指すため、令和4年4月から、パートナーシップ宣誓制度をスタートします。

当制度の導入に合わせ、市民の皆さん、学校、企業等への周知、理解促進に努めていくとともに、様々な関係団体等への働きかけを続けることで、パートナー同士で家を借りる場合や、病院等での手続きにおける不自由などの解消を目指していきます。

1 静岡市パートナーシップ宣誓制度とは

互いを人生のパートナーとして、日常生活において、相互に扶助し合う「パートナーシップ」の関係であることを、2人が宣誓(宣誓書に署名)し、市が宣誓書を受領したことの証明書(宣誓書受領証、宣誓書受領カード)を交付する制度です。

また、当該カップルにお子さんがある場合は、希望により証明書にお子さんの名前を記載することができます。

当制度は、法律上の婚姻制度とは異なります。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありません。

2 宣誓について

(1)宣誓することができる方について

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に扶助し合うこと(パートナーに子がいる場合には当該子に係ることを含む。)を約した2人の関係をいいます。

宣誓要件

次の要件をすべて満たしている必要があります。

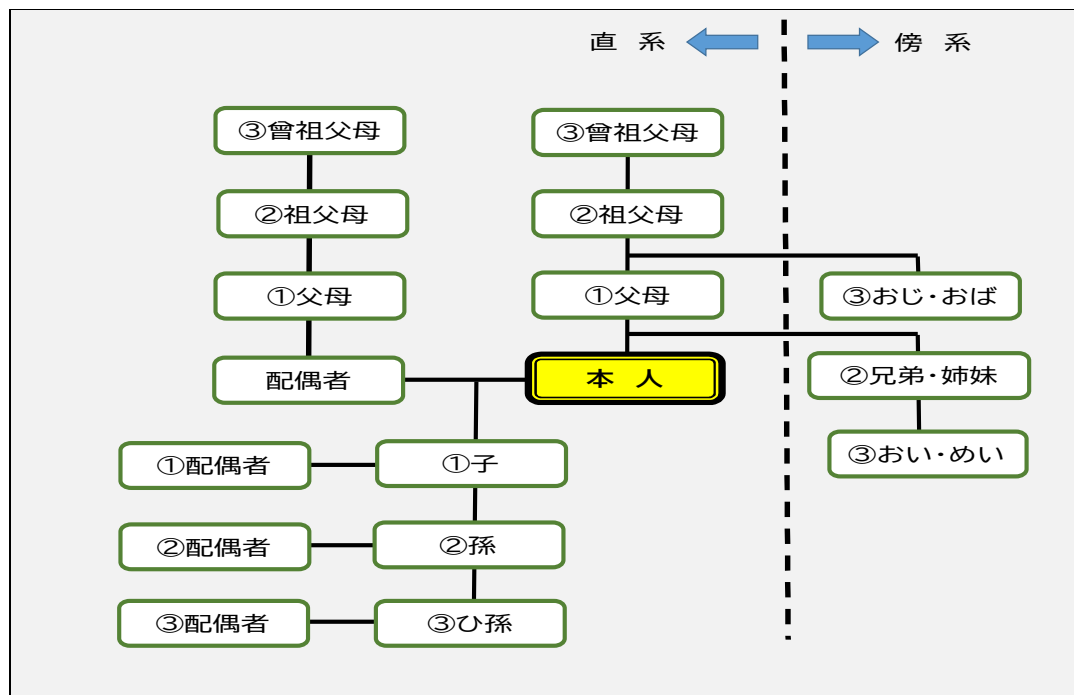
①成人(満18歳以上)であること。

②宣誓者同士が民法で定められている近親者でないこと。

・民法第 734 条から第 736 条までの規定により婚姻が禁止された関係(直系血族、3親等内の傍系血族、直系姻族及び養親子等)にないこと。

・ただし、宣言者同士による養子縁組の場合を除きます。

【近親者】



- ③2人のうち少なくとも 1 人が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定し、本市を転出先として届け出ていること。(同居していなくても対象)
- ④当事者同士が婚姻(日本法により効力を認められる婚姻に限る。)していないこと
- ⑤当事者以外の者と婚姻(事実婚を含む。)をしておらず、かつ、パートナーシップを形成していないこと。

(2)宣誓に必要な書類について

①提出していただくもの

- ・パートナーシップ宣誓書(様式第1号) 男女共同参画・人権政策課が用意します。
- ・「住民票の写し」、または、「住民票記載事項証明書(市内への転入予定者は転出証明書の写し)」 ※3ヶ月以内に発行されたもの
- ・「戸籍抄本」
(宣誓書にお子さんの名前を記載する場合は「戸籍謄本」。外国籍の方は、外国の官憲(在日日本大使館等)が発行する「婚姻要件具備証明書」、または、「独身証明書とその日本語の翻訳文」) ※3ヶ月以内に発行されたもの

②本人確認のため提示していただくもの

- ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど

※通称名を使用する場合は、通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的にわかるもの(通称名が記載されたもの)が2種類必要です。

(3)宣誓から宣誓書受領証・宣誓書受領カード交付までの流れについて

①意思の確認

- ・お互いにパートナーシップの関係であることを確認してください。
- ・15 歳以上のお子さんには、宣誓書受領証・宣誓書受領カードに氏名を記載してよいか確認してください。

②事前予約

- ・宣誓希望日の 10 日前までに、次の方法で事前予約してください。

ア 電 話 : 男女共同参画・人権政策課 054-221-1349

イ 申込フォーム : 次のホームページアドレス・QRコード



■当課 HP : https://www.city.shizuoka.lg.jp/003_000001_00131.html

・申込フォームで事前予約された方には、担当から、宣誓日時の調整や宣誓に関するご案内のための連絡をします。

※宣誓受付時間は、平日(月~金曜日)の午前 9 時から午後 5 時までです。

※複数の希望日時をご用意ください。業務上、希望日時に沿えないことがありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

③宣誓当日

■**宣誓場所** 男女共同参画・人権政策課内

(静岡市役所 静岡庁舎新館 15 階)

※ご希望により個室でも対応いたします。

・予約した日時に必要書類と本人確認ができるものをお持ちのうえ、必ず宣誓するお二人でお越しください。また、宣誓書受領証等にお子さんの氏名を記載するかどうかを問わず、ご希望の場合は、お子さんも同行していただくことができます。

・パートナーシップ宣誓書への署名は、当日、市職員の面前で記入していただきます。

(4)宣誓書受領証等の交付について

①交付するもの

■静岡市パートナーシップ宣誓書受領証 …A4 サイズ

宣誓カップルに 1 枚交付

■静岡市パートナーシップ宣誓書受領カード …運転免許証サイズ

お二人に 1 枚ずつ交付

※次ページ参照(**参考イメージ**)

②備考

・宣誓から宣誓書受領証等の交付までには、1 時間程度かかります。

・要件の確認や宣誓書受領証等の作成のため、後日交付となる場合があります。

・転入予定の宣誓者の場合(どちらか一人が市内在住の場合は除く)は、転入手続が完了し、静岡市の「住民票の写し」または「住民記載事項証明書」を提出後に交付します。

参 考(イメージ)

■ 静岡市パートナーシップ宣誓書受領証 …A4 サイズ

※参考

様式第2号 (第6条関係)



パートナーシップ宣誓書受領証

04静岡市共第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇
●● ●● 様

静岡市長 〇 〇 〇 印

令和〇年〇月〇日付けで提出されたパートナーシップ宣誓書について、静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおりパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

戸籍上の氏名 又は通称名	〇〇〇〇	●●●●
生年月日	生年月日①	生年月日②
パートナーシップ宣誓書受領カード番号	第 〇 号	

※参考(子の氏名の記載を希望する場合)

様式第2号 (第6条関係)



パートナーシップ宣誓書受領証

04静岡市共第〇〇号
令和〇年〇月〇日

〇〇 〇〇
●● ●● 様

静岡市長 〇 〇 〇 印

令和〇年〇月〇日付けで提出されたパートナーシップ宣誓書について、静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおりパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

戸籍上の氏名 又は通称名	〇〇〇〇	●●●●
生年月日	生年月日①	生年月日②
子の氏名	子の氏名①	子の氏名②
生年月日	子の生年月日①	子の生年月日②
パートナーシップ宣誓書受領カード番号	第 〇 号	

■ 静岡市パートナーシップ宣誓書受領カード …運転免許証サイズ(8.5センチ×5.5センチ) 【本人用】 【パートナー用】

 **パートナーシップ宣誓書受領カード**
静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 令和〇年〇月〇日 【第 〇 号】

宣誓者【本人】 【パートナー】

〇〇〇〇 ●●●●

生年月日① 生年月日②

令和〇年〇月〇日 静岡市長 〇 〇 〇 印

 **パートナーシップ宣誓書受領カード**
静岡市パートナーシップ宣誓書実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓日 令和〇年〇月〇日 【第 〇 号】

宣誓者【本人】 【パートナー】

●●●● 〇〇〇〇

生年月日② 生年月日①

令和〇年〇月〇日 静岡市長 〇 〇 〇 印

【裏面】

宣誓書受領カードを提示された方へ

このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。
このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

発行: 静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

特記事項

緊急連絡先(自由記載)

宣誓書受領カードを提示された方へ

このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。
このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

発行: 静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

特記事項

子の氏名 子の氏名① 子の氏名②

緊急連絡先(自由記載)

(5)留意事項について

①静岡市パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではありません。

②生活の実態により受給しているサービス等に影響を及ぼすこともありますので、宣誓前に担当部署に必ず確認してください。

③宣誓や、宣誓書受領証等の交付に費用はかかりません。

※宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、宣誓者の自己負担となります。

3 宣誓した後について

(1)宣誓書受領証等の再交付・変更・返還

①宣誓書受領証等を紛失、汚損した場合

- ・パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)、宣誓書受領証等(紛失の場合を除く)を提出してください。また、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。

②氏名や通称名等に変更があった場合

- ・パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書(様式第5号)を提出してください。変更を証する書類、宣誓書受領証等、また、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。

③宣誓書受領証等を返還する場合

- ・次の内容に該当する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第6号)を提出してください。また、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。

ア 当事者の一方が死亡したとき

イ パートナーシップを解消したとき

ウ 双方がともに市内に住所を有しなくなったとき

※県内他市町に転出する場合、静岡県で宣誓継続手续を行うことで市への返還手续を省略できます。静岡県宣誓継続手续の問い合わせは、静岡県男女共同参画課(221-3363)へ。

エ その他、宣誓の要件に該当していないと判明したとき

※宣誓書受領証等を不正に利用し、変造したと認められるときは、市が返還を求めることがあります。

(2)子の氏名の削除

- ・宣誓書受領証、宣誓書受領カードに氏名を記載された15歳以上のお子さんは、自分の氏名の削除を申し出ることができます。
- ・パートナーシップ宣誓書受領証等に関する申立書(様式第7号)を提出してください。また、運転免許証などの本人確認ができる書類をご持参ください。
- ・申し出たお子さんの氏名を削除した宣誓書受領証等を交付します。

4 よくある質問

No.	Q & A
1	なぜ静岡市で導入するのですか。
	現在、様々なことで困っている性的少数者、事実婚などのカップルが暮らしやすい静岡市とし、性のあり方に関わらず市民一人ひとりの人権及び多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指すためです。 制度の導入に合わせ、市民の皆さん、学校、企業等への周知、理解促進に努めていきます。
2	パートナーシップ制度と法律上の婚姻は何が違いますか。
	法律上の婚姻は、法律に基づき、相続などの財産上の権利や税金の控除、扶養義務等の様々な権利や義務が発生しますが、静岡市パートナーシップ宣誓制度は、市の「要綱」に基づいて行われるもので、婚姻と同様の法的効果は生じません。 そのため、本市では、当事者の皆さんにとって、生活の利便性の向上や安心感につながる実効性のある制度となるよう、様々な関係団体への働きかけを続けていきます。
3	対象は同性のカップルだけですか。
	宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。 例えば、性的少数者、事実婚などのカップルが対象となります。
4	静岡市に住んでいなくても宣誓をすることができますか。
	静岡市に住んでいなくても、2人のうちどちらか1人が、静岡市に住んでいるか、または静岡市に転入予定であれば宣誓することができます。 ただし、静岡市に転入後、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の提出が必要となる場合があります。
5	同居していないと宣誓することができませんか。
	同居していなくても宣誓できますが、2人のうちどちらか1人が静岡市にお住いになっていることが必要です。
6	通称名を使用することができますか。
	通称名で宣誓することができます。宣誓書受領カードには通称名を記載します（戸籍名の併記も可能です）。 宣誓書の提出の際、通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かるもの2種類をご用意ください。
7	養子縁組をしていますか、届出できますか。
	パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前予約の際、担当者にお伝えください。 ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。
8	外国籍の人でも宣誓できますか。
	外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。 婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。 なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

No.	Q & A
9	子どもと一緒に宣誓したいです。
	宣誓者が扶養しているお子さんがいらっしゃる場合は、ご希望により宣誓書受領証、宣誓書受領カードにお子さんのお名前を記載することができます。
10	子どもがいる場合は連れていく必要がありますか。
	同行の必要はありませんが、お子さんが希望すれば一緒に来ていただくこともできます。 15歳以上のお子さんには、宣誓書受領証、宣誓書受領カードに氏名を記載してよいか確認しておいてください。
11	宣誓はどこでできますか。
	宣誓場所は、静岡市役所静岡庁舎新館15階の男女共同参画・人権政策課です。 ご希望により個室をご用意します。事前予約の際にお申し出ください。
12	個室で手続等を行うことはできますか。
	プライバシー保護のため個室をご用意することは可能です。 事前予約の際に「個室希望」とお申し出ください。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合があります。
13	宣誓は一人でもできますか。
	一人ではできません。 必ず宣誓するお二人でお越しください。
14	当日直接行って宣誓できますか。
	申し訳ありませんが、対応はできません。10日前までに事前予約をお願いします。
15	宣誓に費用が掛かりますか。
	宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領カード等の交付に費用はかかりません。 ただし、宣誓の際に必要な書類の交付手数料などは、自己負担となります。
16	何を持っていけば宣誓できますか。
	P4「(2) 宣誓に必要な書類について ①提出いただくもの、②本人確認のため提示いただくもの」を参照してください。
17	他の人に代理で届出してもらうことはできますか。
	原則として代理人での宣誓はできません。ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合はご相談ください。
18	郵便やメールでも宣誓書を受け付けてもらえますか。
	郵便やメールでは受付できません。 宣誓するお二人でお越しいただくことが必要です。
19	土日など、休みの日に宣誓をすることができますか。
	申し訳ございません。 宣誓の受付は、祝休日及び年末年始を除く月～金曜日の午前9時～午後5時までとなります。
20	区役所でも宣誓できますか。
	区役所では宣誓できません。静岡市役所静岡庁舎新館15階の男女共同参画・人権政策課（または指定の個室）で宣誓を行います。

No.	Q & A
21	宣誓書の記入は代筆でもよいですか。 障がいや手の怪我など、文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。
22	パートナーシップ宣誓書受領証、宣誓書受領カードはその場でもらえますか。 基本的に即日交付しますが、宣誓から、宣誓書受領証と宣誓書受領カードの交付までに1時間程度かかります。 また、要件確認や宣誓書受領証と宣誓書受領カードの作成のため、後日交付となる場合があります。
23	宣誓書受領証は再交付してもらえますか。 紛失したり、汚してしまった場合、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」の提出により再交付します。 紛失以外の場合は宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。
24	変更届出書を提出する時も二人で行く必要がありますか。 お二人で申請窓口に来ていただく必要はありません。ただし、もう一方のパートナーにご連絡を取り、確認をさせていただくこともあります。
25	宣誓書受領証の氏名や通称名を変更することができますか。 「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（様式第5号）」と宣誓書受領証、宣誓書受領カードと変更内容を証明する書類を提出してください。 記載内容を変更した宣誓証受領証等を交付します。
26	パートナーが死亡した場合は宣誓書受領証を返還しなければいけませんか。 「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）」とともに返還してください。
27	パートナーシップを解消したときはどうすればよいでしょうか。 「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）」を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。
28	静岡市外に引っ越すときは、どのようにすればよいですか。 2人とも市外に転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）」を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。ただし、県内他市町に転出する場合、静岡県で宣誓継続手続を行うことで市への返還手続を省略することができます。静岡県宣誓継続手続の問い合わせは、静岡県男女共同参画課（221-3363）へ。
29	結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければいけませんか。 一緒にパートナーシップの宣誓をした人と結婚した場合は返還していただく必要はありません。ただし、結婚した後で再交付申請や変更届の提出があった場合、新たに宣誓書受領証と宣誓書受領カードを発行することはできません。 なお、一緒に宣誓した人と別の人と結婚する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第6号）」を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。
30	返還届出書を提出する時も二人で行く必要がありますか。 宣誓時の要件を満たさなくなったこととなりますので、お二人で申請窓口に来る必要はありません。ただし、もう一方のパートナーにご連絡を取り、確認をさせていただくこともあります。

No.	Q & A
31	宣誓者から子どもの名前の削除を申し出ることができますか。 宣誓者からお子さんの名前を削除する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（様式第5号）」と宣誓書受領証、宣誓書受領カードを提出してください。なお、15歳以上のお子さんには、氏名を削除してよいか確認しておいてください。記載内容を変更した宣誓証受領証等を交付します。
32	「パートナーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第7号）」を提出するときは、本人（子ども）だけが行けばよいですか。 申立人となるお子さん本人が申請窓口にお越しください。その際、事前に宣誓者と相談したうえで、宣誓書受領証、宣誓書受領カードをご持参ください。宣誓者にご連絡を取り、確認をさせていただくこともあります。
33	届出をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか。 パートナーシップの宣誓をしても戸籍や住民票の記載は変わりません。
34	宣誓書受領証には有効期限がありますか。 有効期限はありません。ただし、宣誓書受領証等の変更、返還の場合、所定の手続きが必要となります。P8「3 宣誓した後について」を参照してください。
35	宣誓書受領証や宣誓書受領カードはどこで利用できますか。 本市のパートナーシップ宣誓制度は市の「要綱」に基づいて行われるもので、法的な拘束力はありません。しかし、これまでの暮らしにくさの解消のために、現在、静岡市において宣誓書受領証と宣誓書受領カードを提示することで様々なサービスが利用できるよう、民間事業者へ働きかけを進めています。また、市民の皆様に対しても、制度の周知とともに性の多様性についての啓発を進めていきます。
36	宣誓することによるメリットを教えてください。 お二人の宣誓書を市が受領した証明書の交付による安心感、行政・民間サービスをご利用になる際、お二人のパートナーシップやお子さんとの関係性を証明しやすくなることがメリットとして挙げられます。
37	外国語（〇〇語）で対応してもらえますか。 英語、中国語など13言語で対応可能です。（対応言語については、当課HPにてご確認ください。）事前予約の際、お申し出ください。「静岡市多文化共生総合相談センター」と調整し、相談員またはタブレットのテレビ電話通訳で対応します。ただし、提出書類は、日本語となりますのでご了承ください。
38	他都市で宣誓していますが、再度宣誓する必要がありますか。 再度宣誓していただく必要があります。なお、本市では、今後、制度の利便性を高めるため、近隣自治体など、制度導入自治体との相互利用を可能とする協定締結を進めていきたいと考えています。

5 静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、その性のあり方により現在の婚姻制度を利用することができない者又はそれぞれの生活する環境等において現在の婚姻制度を利用することが容易ではない者の生活上の困難及び生きづらさの解消を図り、もって市民一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が尊重される共生社会の実現を目指すため、パートナーシップ宣誓制度を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に扶助し合うこと（パートナーに子がいる場合には当該子に係ることを含む。）を約した2人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップに係る当事者（以下「当事者」という。）が市長に対し、当該当事者の関係がパートナーシップであることを届け出ることをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当事者が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 当事者が民法第734条から第736条までの規定により婚姻が禁止された関係（当事者の関係が養子縁組である関係を除く。）にないこと。
- (3) 当事者のうち1人以上が市内に住所を有し、又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により本市を転出先として届け出ることにより市内への転入を予定していること。
- (4) 当事者同士が婚姻（日本法により効力を認められる婚姻に限る。）をしていないこと。
- (5) 当事者のいずれもが当事者以外の者と婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）をしておらず、かつ、パートナーシップを形成していないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において自署したパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、本人を確認することができる書類の提示を求めることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（市内への転入を予定している者にあつては、転出証明書の写し）
- (2) 戸籍抄本（第6条の宣誓書受領証等に子の名前の記載を希望する場合にあつては戸籍謄本、当事者が外国籍である者にあつては外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書又は独

身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文、これらの書類の提出が困難な場合にあつてはその理由及び婚姻要件を具備する旨を記載した申述書)

(3) 次条の規定により通称名を記載する者にあつては、当該通称名を証するもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 宣誓者は、宣誓をしようとする者が自署することができないと市長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、当事者及び市職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書に通称名を記載することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書を提出した者が第3条各号に規定する要件を満たすと認めるときは、速やかにパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(様式第3号)(以下これらを「宣誓書受領証等」という。)を交付するものとする。ただし、宣誓書の提出の際、当該宣誓に係る当事者双方が本市へ転入を予定している者である場合にあつては、当該当事者の1人が市内に転入後、それを証する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出し、及び必要に応じ本人を確認することができる書類を確認したときに宣誓書受領証等を交付するものとする。

(宣誓書受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者(以下「受領者」という。)は、宣誓書受領証等を紛失し、毀損し、又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出することによりその再交付を受けることができる。

(1) 宣誓書受領証等(紛失の場合を除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(宣誓書受領証等の変更)

第8条 受領者は、宣誓書受領証等の内容に変更があつたときは、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 当該変更を証する書類

(2) 宣誓書受領証等

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(宣誓書受領証等の返還)

第9条 受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(様式第6号。以下「返還届出書」という。)に宣誓書受領証等及び市長が必要があると認める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 受領者の一方が死亡したとき。

(2) 宣誓に係るパートナーシップを解消したとき。

(3) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき、又は該当していないことが判明したとき。

ただし、第12条の規定により静岡県と連携し、宣誓書受領証等を静岡県に提出する場合は、この限りでない。

2 市長は、受領者が宣誓書受領証等を不正に利用し、変造したと認めるときは、受領者に宣誓書受領証等の返還を求めることができる。

(氏名の削除)

第10条 宣誓書受領証等に氏名を記載された子（以下「記載された子」という。）は、満15歳に達した日以後、市長にパートナーシップ宣誓書受領証等に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）に宣誓書受領証等及び年齢を証する書類を提出することにより、宣誓書受領証等から氏名を削除するよう申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された子の氏名を削除した宣誓書受領証等を交付するものとする。

(周知及び啓発)

第11条 市長は、この要綱に基づくパートナーシップ宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(静岡県との連携)

第12条 市長は、制度の利便性向上に向けて、静岡県と連携することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の実施制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第4条関係)

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

私たちは、静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱第4条の規定により、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に扶助し合うこと（パートナーに子がいる場合には当該子に係ることを含む。）を約した関係であることを宣誓します。

宣誓者	戸籍上の氏名又は 通称名	フリガナ	フリガナ
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住 所		
代筆者	戸籍上の氏名 又は 通称名		

受領印

(裏)

パートナーシップ宣誓に当たっての確認書

宣 誓 者		
戸籍上の氏名		
通称名 通称名を使用する場合の 宣誓書受領証等への戸籍 上の氏名の併記	☐ 併記する ☐ 併記しない	☐ 併記する ☐ 併記しない
代筆の場合の理由		
転入予定の場合	(転入予定日) 年 月 日	(転入予定日) 年 月 日
電話番号	— —	— —
メールアドレス		
宣誓書受領証等への 子の名前の記載を希 望する場合	子の 氏名 ☐ 15歳以上の子の場合、同意を 確認している	子の 氏名 ☐ 15歳以上の子の場合、同意を 確認している
確認事項	☐ 成年に達している	☐ 成年に達している
	☐ 市内在住 ☐ 市外在住 ☐ 転入予定	☐ 市内在住 ☐ 市外在住 ☐ 転入予定
	☐ 配偶者がいない	☐ 配偶者がいない
	☐ 他の者とパートナーシップの 関係がない	☐ 他の者とパートナーシップの 関係がない
	☐ お互い近親者（直系血族、3親 等内の傍系血族、直系姻族及び 養親子等）ではない	☐ お互い近親者（直系血族、3親 等内の傍系血族、直系姻族及び 養親子等）ではない
	☐ 宣誓書の写しの交付希望	☐ 宣誓書の写しの交付希望
	☐ パートナーに子どもがいる場合の宣 誓者の関係は、当該子どもを含めた 相互扶助関係である。	☐ パートナーに子どもがいる場合の宣 誓者の関係は、当該子どもを含めた 相互扶助関係である。
☐ 宣誓の有無等について、当課から他都市へ照会を行うこと及び利用できる行政サービスの担当課から当課に照会があった場合の情報提供について同意します。		

【市職員記入欄】

本人確認書類
☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐旅券 ☐在留カード
☐官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等
☐その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付けで提出されたパートナーシップ宣誓書について、静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおりパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

戸籍上の氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
子の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
パートナーシップ宣 誓書受領カード番号		

様式第3号（第6条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓書受領カード	
静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領しました。	
宣誓日	【第 号】
宣誓者	
[本人]	[パートナー]
年 月 日 生	年 月 日 生
年 月 日	静岡市長 氏 名 印

（裏）

宣誓書受領カードを提示された方へ
このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。
このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
発行：静岡市 局 課
特記事項
子の氏名
緊急連絡先（自由記載）

様式第4号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申請者 氏 名

電話

静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱第7条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

宣誓者		
パートナーシップ宣誓書 受領カード番号		
宣誓書受領証等の氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
再交付を求める書類	☐ パートナーシップ宣誓書受領証	
	☐ パートナーシップ宣誓書 受領カード	☐ パートナーシップ宣誓書 受領カード
再交付の理由	☐ 紛失 ☐ 毀損 ☐ 汚損 ☐ その他（ ）	

【市職員記入欄】

本人確認書類

☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐旅券 ☐在留カード

☐官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等

☐その他（ ）

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住 所
届出者 氏 名
電 話

静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱第8条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の変更を届け出ます。

宣誓者		
パートナーシップ宣誓書 受領カード番号		
宣誓書受領証等の氏名又は 通称名	(変更前) (変更後)	(変更前) (変更後)
生年月日	年 月 日	年 月 日
子の氏名	(変更前) ----- (変更後)	(変更前) ----- (変更後)
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
その他の変更	(変更前) ----- (変更後)	(変更前) ----- (変更後)
変更の理由	☐ 改正・改名 ☐ その他（ ）	

【市職員記入欄】

本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 旅券 ☐ 在留カード ☐ 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等 ☐ その他（ ）
--

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

届出者 氏 名

電話

静岡県パートナーシップ宣誓実施要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣誓者		
パートナーシップ宣誓書 受領カード番号		
宣誓書受領証等の氏名又は 通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣誓日	年 月 日	
返還の理由	☐ 受領者の一方が死亡した。 ☐ パートナーシップを解消した。 ☐ 双方が共に市内に住所を有しなくなった。 ☐ 一方又は双方が要件を満たさなくなった。 (具体的な理由：) ☐ その他 (具体的な理由：)	

【市職員記入欄】

本人確認書類

☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐旅券 ☐在留カード

☐官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等

☐その他（ ）

パートナーシップ宣誓書受領証等に関する申立書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申立人 氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

電話

静岡市パートナーシップ宣誓実施要綱第10条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等から私の氏名を削除するよう申し立てます。

パートナーシップの宣誓の宣誓者に関する確認事項

宣誓者		
パートナーシップ宣誓書 受領カード番号		
宣誓書受領証等の氏名又は 通称名		
住 所		
連絡先		

【市職員記入欄】

本人確認書類

☐運転免許証 ☐個人番号カード ☐旅券 ☐在留カード

☐官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等

☐その他（ ）

パートナーシップ宣誓制度ガイドブック

令和4年4月発行(令和6年改訂)

静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館 15 階

TEL : 054-221-1349

FAX : 054-221-1782

MAIL : sankaku@city.shizuoka.lg.jp